

第1回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 平成29年4月27日（木） 13:30～14:40

【場 所】 西宮市役所 8階 813会議室

【出席者】 【委員】 8名

(西宮市：4名)

松永副市長（会長），須山環境局長，
野田環境局環境施設部長，橋本環境局環境事業部長

(芦屋市：4名)

佐藤副市長（副会長），北川市民生活部長，
森田市民生活部環境施設課長，大上市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 3名

(兵庫県：3名)

菅野農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班長，
加茂農政環境部環境管理局環境整備課循環型社会推進班主査
山本阪神北県民局県民交流室環境課室長補佐兼環境課長

【事務局】

(西宮市)

丸田参事，永田課長，高橋係長，菅野係長，玉置係長，
佐藤副主査，松尾副主査，宮部技師

(芦屋市)

藪田課長，尾川係長，東山主査，林係員

【傍聴者】 16名

1 開会 ～ 2 両市副市長あいさつ

事務局（藪田）

（開会）

みなさま，こんにちは。定刻となりました。
本日はお忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから，「第1回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議」を開催いたします。

私は，本日，司会進行をいたします，芦屋市 市民生活部 環境施設課の

藪田と申します。よろしくお願ひいたします。

本会議は、原則公開となっております。本日の議題につきましては、特に非公開とするものはございませんので、「公開」することで進めさせていただいております。

また、後日、市のホームページ等で議事概要を公開してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日は、委員全員出席していただいておりますので、この会議は成立しております。失礼します。座って進めさせていただきます。

それでは、お手元の資料のご確認をお願いします。

資料は、7点ございます。

本日お配りしております。「会議次第」がございます。「委員名簿」がございます。次、「資料1 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱」がございます。「資料2 西宮市のごみ処理の現状」がございます。「資料3 芦屋市のごみ処理の現状」がございます。「資料4 広域化の背景について」がございます。最後に「資料5 検討会議における協議・検討項目について」という資料です。以上です。

皆様、揃っておりますでしょうか。お手元に無ければ、お知らせください。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、第1回目の会議でございますので、両市の副市長様からご挨拶をいただきたいと思ひます。

まずは、西宮市の松永副市長様、よろしくお願ひします。

松永副市長

皆様こんにちは。西宮市の副市長の松永でございます。

会議の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

西宮市では、本市西部総合処理センターが、その施設が約20年経って、その施設の建替時期になってきております。

環境全般を考える中で、当然市民の方に対する環境改善については進めていくところでございますが、その中でも施設そのものも当然ですけれども、効率化も図っていかねばならないと、各自治体どこもそうでしょうけれども、財政運営がそれほど楽であるというような自治体もない中で、そういう効率化を図っていくべきものだというふうに認識しているところでございます。

そういう中で、今回、本市と後程ご説明あるかと思ひますけれども、芦屋市さんの方の施設の建替時期がほぼ近い、ニアリーということで、もし叶うことであれば広域化をすることで、そのあたりの効率化を図って財政的な効率化を図れることができれば両者のためにもなるのかなというふうに考えているところでございます。

広域化につきましては、当然、西宮市は西宮市の意見もあり、芦屋市さんは芦屋市さんの意見もありますけれども、その中で、どちらが得、どちらが

損みたくない形ではなくて、両市にとってメリットがある。両市にとってメリットがあるような形で、この会議を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

この会議が有意義な結果になるようなことを祈念いたしまして私の冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局（藪田）

ありがとうございました。

続きまして、芦屋市の佐藤副市長様、よろしくお願ひいたします。

佐藤副市長

皆さんこんにちは。

非常に風薫る5月を目前に控えまして、お忙しい中ではございますが、本日、会議にご参集を賜りましてありがとうございます。

公務員を評して曰く、2種類の煉瓦職人というお話が時々使われますが、ひとつの種類の煉瓦職人に聞きますと、「君は何の仕事をしてるんだ」と言うと、「煉瓦を積んでいる」と当たり前顔をして言うんですね。こんな馬鹿なことはないのであって、もう一人の職人に聞きますと「煉瓦を積むことによって向こう岸に橋を架けようとしている」と言うんですね。

今回の広域化の可能性を検討するこの会議は、まだまだ橋が架かりきるかどうかわかりませんが、本来、公務員が持っております、今後にとってどうすべきかという仕事を西宮市さんと一緒に一度やらせていただきたいというふうに思っております。

とかく、財政の効率化が全面に出たり、あるいはそれぞれの市が持っている常に抱えている課題事情というのが、全面に出たりという局面がこの後の会議であるかも知れませんが、そういった問題・課題というのは乗り越えるためにあるというふうにも認識をしておりますので、それを乗り越えた暁に何とか広域化がひとつの選択肢として存在できるように頑張ってみたいなというふうに思います。

当然のことながら冒頭申しあげたように、思いとしては、これはマインドではなくて、むしろインテンショナルなこととして、向こう岸まで橋が届くようになんとか頑張ってみたいと思っておりますが、これとて職員一人の仕事ではございません。いろんな角度からいろんな意見を集約する、そういった職員の意見を反映させていただいて、何よりも広く市民の声が積みあがったその先にこの橋が架かれればというふうに思っております。

ご挨拶の最後としまして、この会議が何かをやったというレガシーではなくて、何をやろうとしたかの歴史をつくる会議になりますことを、心の底から全体に対してお願ひを申し上げまして私からのご挨拶とします。

お世話になりますが、よろしくお願ひします。

事務局（藪田）

ありがとうございました。

3 兵庫県あいさつ

- 事務局（藪田） それでは、議事の3にまいります。
本日、この会議にアドバイザーとして、兵庫県農政環境部環境整備課の菅野班長様にご臨席していただいております。
- 菅野班長 兵庫県環境整備課の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（藪田） よろしくお願ひします。同じく加茂主査様です。
- 加茂主査 同じく兵庫県環境整備課の加茂と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（藪田） 兵庫県阪神北県民局県民交流室環境課の山本課長様です。
- 山本課長 阪神北県民局の環境課の山本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（藪田） よろしくお願ひします。アドバイザーとして、この3名の方にご臨席いただいております。よろしくお願ひします。

4 委員・事務局紹介

事務局（藪田）	<p>続きますして、議事の4、委員・事務局の紹介をさせていただきます。 まずは、委員の方からお願いします。 両市の副市長様につきましては、先ほどご挨拶をいただきましたので、割愛させていただきます。 それでは、西宮市の環境局長様から順によろしくお願いします。</p>
須山委員	<p>西宮市環境局長の須山でございます。よろしくお願いいたします。</p>
野田委員	<p>西宮市環境局環境施設部長の野田でございます。集められましたごみの中間処理の方を担当しております。よろしくお願いいたします。</p>
橋本委員	<p>いつもお世話になっております。西宮市環境事業部長の橋本と申します。 主に一般廃棄物の収集・運搬、ごみの減量、再資源化の推進を担当しております。どうかよろしくお願いいたします。</p>
北川委員	<p>芦屋市の市民生活部長の北川です。環境行政全般を担当しております。よろしくお願いいたします。</p>
森田委員	<p>芦屋市環境施設課の森田でございます。私はごみの減量を主にした廃棄物行政全般を担当しております。よろしくお願いいたします。</p>
大上委員	<p>芦屋市市民生活部収集事業課の大上と申します。市民に一番近いところの収集業務の方を担当しております。よろしくお願いいたします。</p>
事務局（藪田）	<p>ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。</p>
事務局（丸田）	<p>西宮市環境施設部の丸田と申します。本日はお忙しいところありがとうございます。私の方からまず西宮市の事務局の方をご紹介させていただきます。失礼します。座って紹介させていただきます。 まず、西宮市環境局環境施設部施設整備課の永田でございます。</p>
事務局（永田）	<p>施設整備課長の永田でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局（丸田）	<p>同じく環境施設部施設整備課の高橋です。</p>
事務局（高橋）	<p>施設整備課の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

事務局（丸田）	同じく施設整備課の菅野です。
事務局（菅野）	施設整備課の菅野です。よろしくお願いします。
事務局（丸田）	続きまして施設管理課の玉置です。
事務局（玉置）	玉置です。よろしくお願いいたします。
事務局（丸田）	施設管理課の佐藤です。
事務局（佐藤）	施設管理課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
事務局（丸田）	そして、施設整備課の松尾です。
事務局（松尾）	松尾です。よろしくお願いします。
事務局（丸田）	施設整備課の宮部です。
事務局（宮部）	宮部です。よろしくお願いします。
事務局（丸田）	以上、西宮市紹介させていただきました。
事務局（藪田）	続きまして、芦屋市の方を私の方から紹介させていただきます。 市民生活部環境施設課の尾川です。
事務局（尾川）	尾川です。よろしくお願いします。
事務局（藪田）	同じく環境施設課の東山です。
事務局（東山）	東山と申します。よろしくお願いします。
事務局（藪田）	同じく環境施設課の林です。
事務局（林）	林と申します。よろしくお願いします。
事務局（藪田）	最後に、私、同じく環境施設課の藪田です。どうぞよろしくお願いします。 先ほどご紹介をいたしました兵庫県の環境整備課さん、兵庫県北県民局の環境課さんも含めまして、このメンバーでお互いに連携して、この会議を進めていきたいと思っております。皆さま、どうぞよろしくお願いします。

5 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱の説明

- 事務局（藪田） 続きまして、議事5に参ります。「西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱」の説明を事務局からさせていただきます。
- 事務局（丸田） 西宮市の丸田です。よろしく申し上げます。
それでは、「西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱」について説明させていただきます。
資料番号1の「西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱」をお願いいたします。
まず、要綱の第1条につきましては、この検討会議の設置について定めております。
この会議につきましては、西宮市と芦屋市におけるごみ処理の広域化について基本的事項を整理し、2市の広域化の実現の可能性について協議・検討を行うために、2市が設置するものでございます。
第3条の所掌事務でございますが、この会議では広域化の実現の可能性に関すること及びその他必要な事項について協議・検討を行いまして、その結果を2市の市長に報告するということとしております。
それから、第4条では検討会議の組織につきまして、この要綱の最後の頁の別表第1に記載の者をもって構成するということを定めております。併せて、この検討会議の会長、副会長の選任方法についても定めております。
続きまして、第5条はこの検討会議の運営等について基本的なことを定め、第6条につきましては、検討会議に提案する事項について協議・調査を行うために別途設けます作業部会というものについて定めております。
続きまして、第7条につきましては、会議等の公開ということで、この会議につきましては第7条の第1号、2号に該当する場合を除き、原則として公開とするというものでございます。
第8条はこの庶務について、西宮市の環境局環境施設部施設整備課と芦屋市市民生活部環境施設課において共同で処理をするということでございます。
それから、第9条については補則事項について定めております。
以上で「西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱」の説明を終わります。以上です。
- 事務局（藪田） はい、ありがとうございました。
ただいまの説明に関しまして、ご質問などございますでしょうか。
要綱の説明でございますので、無ければ次に進みたいと思います。

6 会長，副会長選出

事務局（藪田）	次の議事でございます。 議事6 会長，副会長の選出を行ってまいります。 先ほどの要綱の中，第4条で「委員の互選により選任する。」となっております。会長，副会長につきまして，立候補や推薦などございますでしょうか。
佐藤副市長	よろしいですか。 ここは，西宮市の松永副市長にお願いしたいと思いますが，よろしく願いします。
事務局（藪田）	委員の皆様，いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
事務局（藪田）	はい，ありがとうございます。 それでは，会長の方を松永副市長様にお願いしたいと思います。 続きまして副会長はいかがでしょうか。
松永会長	会長の推薦ありがとうございます。副会長には芦屋市の佐藤副市長が適任だと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。
事務局（藪田）	皆様，いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
事務局（藪田）	はい，ありがとうございます。 それでは，副会長に芦屋市の佐藤副市長様，よろしく願いします。 それでは，ここからですね，松永会長様，佐藤副会長様，議事の進行をよろしく願いします。

7 議題

松永会長

それでは、早速、議事の方に入りたいと思います。

まず、議題の一つ目でございます。「(1) 西宮市と芦屋市のごみ処理の現状について」ということでございます。

事務局の方から説明をお願いします。

事務局(永田)

西宮市環境施設部施設整備課長の永田でございます。

西宮市のごみ処理の現状について説明させていただきます。

まず、資料2の1頁目をご覧ください。

西宮市は大阪、神戸の両都市のほぼ中間に位置し、面積100.18平方キロメートル、南北19.2キロメートル、東西14.2キロメートルでひょうたん型の市域となっています。人口につきましては、右下の表に示すとおり、平成29年4月1日現在で488,080人、世帯数は212,970世帯、1世帯あたりが約2.3人となります。

頁中央に西宮市全域の図を添付しておりますが、図の中で小さく着色した四角で表しておりますのが、本市の処理施設でございます。

西宮浜の埋立地に西部総合処理センター、こちらには現在、焼却施設と破碎選別施設、リサイクルプラザがございます。もう一箇所が鳴尾浜の埋立地にあります東部総合処理センター、こちらには焼却施設とペットボトル圧縮施設がございます。

次に、2頁目をご覧ください。

こちらには、平成25年度から3年間の人口及びごみ排出量の推移を表にまとめております。左端の縦軸を見ていただきますと、上から生活系、事業系、そしてその合計の排出量が載っております。

この表の下から2行目にごみ総排出量を記載しております。平成27年度実績で187,785トンとなっており、これは市民一人一日当たりでは1,052グラムとなります。

続きまして3頁目をご覧ください。

西宮市の分別・収集区分及び形態を表にまとめたものでございます。

表の上端の横軸を見ていただきますと、収集の実施者を記載しております。いわゆる行政回収といわれるものは、直営職員と委託業者で行われております。

左端の縦軸を見ていただきますと、上から収集対象、収集区域、収集回数、収集形態となっております。

収集区域の欄を見ていただきますと、市域のうち、国道2号以南で、そのうち埋立地など一部地域を除く部分を直営で、それ以外の区域を委託業者で収集しております。

収集回数は表に示すとおり、定期収集を行っているものでは上から順に、

燃やすごみが週 2 回，新聞などの資源 A は月 1 回，雑誌などの資源 B は月 2 回，ペットボトルも月 2 回，その他プラが週 1 回となっております。

定期収集を行っておりますものの収集形態は，一番上の燃やすごみと，4 番目のその他プラがステーションにて袋収集しております。

3 番目のペットボトル，それから 4 番目の燃やさないごみにつきましてはコンテナ収集となっております。

なお，袋はその他プラについては，透明のものを指定という決まりがありますが，燃やすごみにつきましては自由としております。

続きまして 4 頁目をご覧ください。

まず，上のアでございます。ごみ処理の流れを表したものです。

左端にごみの種類，真ん中にそれぞれの間処理施設，右端に最終処分の形態を記載しております。

上から，まずペットボトルと燃やすごみの一部は東部総合処理センターへ，燃やすごみの一部と燃やさないごみ，粗大ごみは西部総合処理センターへ搬入されて中間処理されております。

資源 A・B 及びその他プラは計量の後，民間事業者の施設へ搬入されまして，中間処理及び再商品化しております。

なお，破線で囲まれている部分が本市の施設でございまして，その内，着色している施設が，現在，建替えを検討中の施設でございます。

その下，イで市の施設の諸元を表にまとめております。

左側が西部総合処理センター，右側が東部総合処理センターです。

西部総合処理センターの焼却施設は平成 9 年 8 月から運転を開始しており，現時点の処理能力は日量 525 トンです。

破碎選別施設も同じく平成 9 年 8 月から運転を開始しており，粗大ごみ 38 トン，不燃ごみ 72 トンの処理能力を有しております。

その下，リサイクルプラザは平成 11 年 3 月から運用を開始しております。

そして，その右側，東部総合処理センターの焼却施設は平成 24 年 12 月から運転を開始しており，日量 280 トンの能力を有しております。同じくペットボトル圧縮施設は平成 12 年 10 月から運転を開始し，2.15 トンの処理能力を有しております。

続きまして 5 頁をご覧ください。

まず，5 に，平成 25 年度から 3 年間の収集費用及びごみ処理経費を記載しております。

平成 27 年度実績では，3 の歳出が 5,413,297,000 円，4 の歳入が 1,480,972,000 円となっております。歳出額をごみ量で割りますと，1 トン当たり 28,827 円となります。

その下，6 に本市の施設整備計画を横棒グラフで表示しております。

グラフの上半分が西部総合処理センター，下半分が東部総合処理センターを表しております。西部総合処理センターの焼却施設は，現在の施設を平成

39年度まで使用し、その後、現在、破碎選別施設が建っている場所に建替えを予定しております。

また、破碎選別施設は、現在の施設を平成35年度まで使用し、その後、東部総合処理センターの将来施設用地に建替えの予定です。

また、この時、将来施設用地の南側にあります、ペットボトル圧縮施設を統合するかどうかということ、現在検討中でございます。

西宮市のごみ処理の現状は以上でございます。

事務局（藪田）

続きまして、芦屋市のごみ処理の現状を説明させていただきます。

芦屋市の藪田です。資料は3になります。

まず、1頁目「1.市の概要」でございます。

東は西宮市、西は神戸市に隣接しており、幅が約2.5キロメートルと細長い市域となっております。人口は平成29年4月現在で95,740人となっております。世帯数は44,548世帯、1世帯当たり約2.1人となっております。

ごみ処理施設である環境処理センターはこの図にもありますように、芦屋浜という埋立地の東角にございます。芦屋市のごみは、全てここ1個所に集められて処理をしております。

次の頁にまいります。「2.人口とごみ排出量の推移」でございます。

先ほどの西宮市さん同様、平成25年度、平成26年度、平成27年度の3ヵ年の実績を記載しております。

一番上の人口につきましては、集計の都合上、毎年10月1日時点の住民基本台帳の人口となっております。

下から2段目にごみ総排出量という項目があります。市で処理しているごみの総量です。このごみの総排出量を人口で割り、一日当たりにしたものが、一番下の一人一日当たりのごみ排出量となっております。単位はグラムで市民一人一日に約1,000グラム、1キログラムのごみを毎日排出しているということになります。

次に「3.分別・収集区分及び収集形態」でございます。

表の一番左の分別区分のところですが、芦屋市では12分別を行っており、上から燃やすごみ、それと紙資源が段ボール、雑誌、チラシ、その他紙類、新聞、紙パックの4分別で、ペットボトル、缶、ビン、小型家電などのその他燃やさないごみ、粗大ごみ、引っ越しごみなどの一時多量ごみ、植木剪定ごみと分けております。

収集頻度につきましては、右から2列目のところになります。燃やすごみは週2回、その他はその下に書いてあるとおりでございます。

表の1番右の排出方法にありますとおり、芦屋市では燃やすごみも燃やさないごみも袋収集を実施しています。指定袋ではございません。

次の頁にまいります。収集・運搬体制があり、上の地図の北半分、JR以北地域は下の表にありますように、燃やすごみ、燃やさないごみは委託で収集

しております。

地図の真ん中の JR 以南地域、こちらは市の直営で収集しております。

その南側の芦屋浜と南芦屋浜につきましては、燃やすごみ、こちらは車による収集ではなく、道路下に埋設されているパイプラインでの収集を行っております。この地域の燃やさないごみにつきましては、他の地域と同じように委託や直営で車による収集を行っております。

地図上で芦屋浜や南芦屋浜の地域の一部に JR 以南地域と表示している箇所がありますが、こちらはパイプラインではなく、他の地域と同じように燃やすごみも車で収集しております。

粗大ごみや一時多量ごみ、植木剪定ごみは事前に申し込みしていただきまして、直営で収集しています。

次の頁にまいります。「4. ごみ処理体制」です。

まず、ごみ処理の流れでございます。左の分別区分は先ほどご説明させていただいたとおり、12 分別で市民の方には排出していただいております。

真ん中の中間処理の施設として、点線で囲っている環境処理センターの中には、焼却処理しているごみ焼却施設や破碎・選別している資源化施設、また、自転車や家具などを再生しているリサイクルセンターがあります。

最終処分は、焼却灰を大阪湾フェニックスセンターで埋立しており、資源化物はそれぞれの資源化工場に運搬しています。

中間処理施設の点々の中の着色している焼却施設と資源化施設、リサイクルセンターにつきましては、芦屋市単独で行った場合の施設整備計画の対象施設を表しています。

次の頁にまいります。芦屋市環境処理センターの敷地面積がございまして 23,697 平方メートル、この敷地内に設置されている施設で、詳細はその下のイ以降になります。

まずは、イのごみ焼却施設でございます。こちらは、平成 8 年 3 月稼働を開始し、規模は 1 日 230 トンの能力を持っております。115 トンの焼却炉が 2 基設置されております。ストーカ式の焼却炉です。発電設備はございません。運転につきましては、民間委託で行っております。

その下のウ、資源化施設ですが、缶圧縮設備、切断設備、破碎設備、ペットボトル減容設備からなっており、不燃ごみの選別作業などを行っております。建物は旧の焼却施設を使っております。こちらも運転は民間委託で行っております。

エの廃棄物運搬用パイプライン施設につきましては、収集・運搬の区分であり、括弧内にも記載しておりますが、今回の広域検討の対象外としております。

オのリサイクルセンターですが、旧の管理棟を使いまして自転車や家具などの再生を行っており、年に 3 回程度リユースフェスタを開催して市民の皆様に対して啓発事業を行っております。

次の頁にまいります。「5.ごみ処理経費」です。

人口は、10月1日時点の人数です。歳出、歳入につきましては、環境省より出ております、一般廃棄物実態調査より抜粋しております。

平成27年度につきましては、歳出が1,456,721,000円、歳入が149,427,000円となっております。

その下のごみ総排出量、先ほど、今出てまいりましたが35,406トン、こちらで割りまして1トン当たりの原価、処理経費を表の一番下に記載しております。平成27年度はトン当たり41,143円かかっております。

最後に、「6.施設整備計画」でございます。

これは、芦屋市で単独処理を行う場合の施設整備計画でございます。既存施設の焼却施設につきましては、現在、延命化対策を行っており、平成32年度までの運用計画となっております。今後、更に再度、延命化対策を施しまして平成41年度まで運用し、平成42年度から新しい焼却施設を供用開始する計画です。

資源化施設につきましては、平成33年度まで運用し、平成34年度から新しい施設を供用開始させる計画です。

それらの計画を進めるために、平成29年度から計画や調査・設計・工事を順次進めていく内容となっております。

芦屋市のごみ処理の現状は以上でございます。

松永会長

ありがとうございました。

今、西宮市と芦屋市さんのそれぞれのごみ処理の現状を説明していただきましたけれども、この件についてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

佐藤副会長

芦屋市が芦屋市に質問するのは少しおかしいかも知れませんが、6頁目です。

ごみ処理経費の1トン当たり原価、これが西宮市さんと比べると数倍に及んでいる。この理由というのは、説明のつく事柄としてご披露しておく必要があると思います。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。ごみ処理経費についてでございます。

今、申しあげました1トン当たりの原価、芦屋市の場合、平成27年度41,143円、西宮市さんの場合は同じく平成27年度で28,827円となっております。

こちらは、ごみ処理経費の合計となっております。収集・運搬と処理、最終処分すべてを含めた経費となっております。

こちらを少し分けますと、収集・運搬と中間処理という形になってまいります。分けても芦屋市の方が割高になっているという結果となっております。

収集・運搬につきましては、我々、パイプラインというのもございまして、単純に比較はできないのかとは思いますが、いずれにせよ中間処理でも割高になっているということからしますと、西宮市さんの場合はスケールメリットが働いているのではないかなというふうに考えられます。以上です。

佐藤副会長

結果として、補足の説明をしていただいたことになります。

ひとつは、今回のこの会議の対象外になっている収集方法の違い、ここに経費の違い、もうひとつは、いわゆる後段、芦屋市の方からご報告がありましたように、スケールメリットを感じながらこの数値の点検を本市においてはしていきます。ここらあたりが、冷静に客観的に計量される数値として、今後、活かされるようにお願いします。

松永会長

他に質問はありますか。

西宮市側から何か質問はありませんか。

野田委員

環境施設部の野田でございます。

西宮で言えば2頁から3頁、芦屋市様から言えば2頁のところ分別収集区分及び収集形態等の表がございますけれども、今、ざっと見ますと、西宮市で集めているその他プラが芦屋市様では集めていない、分別していない、ということが大きく違うのかなと、この表からは見られます。

また、燃やさないごみの収集形態が、芦屋市様でいきますとペットボトル、缶、ビンがごみ袋で集めているけれども、西宮市はコンテナ収集であるというふうなことが読み取れますが、それ以外に何か違うようなところはございますでしょうか。

今、私が言いましたところが主な違いということでよろしいでしょうか。お願いします。

松永会長

どうですか。事務局お願いします。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。

今、おっしゃっていただいたように、大きな違いと申しますのは、プラスチックの分別、西宮市さんの方は分別されておまして、芦屋市の方は燃やすぐみと一緒に収集しております。

それと、不燃ごみの関係ですね、ペットボトル、缶、ビン、こちらの集め方も芦屋市につきましては、袋収集しております。

西宮市さんにつきましてはコンテナ収集と聞いております。

あと、違いと言いますと、分別の違いになってくるのですが、芦屋市の方は缶、ビン、その他燃やさないごみと分けております。

西宮市さんの方は燃やさないごみとして集めておられると聞いておりま

す。

いずれにせよ、施設の方では選別していると聞いておりますので、しっかりと資源化の方はされているとっております。

大きな違いはそういうところかなと考えております。

松永会長

西宮市よろしいですか。

野田委員

はい、ありがとうございました。

もう一点聞き逃しましたので、質問させてください。

細かいことになるのですが、芦屋市様の4頁のところの燃やさないごみで紙資源、ペットボトル、缶、ビン、その他でございますが、フロー図からいきますと紙資源が破碎・選別施設、資源化施設の方に流れていっているのかなというふうに読み取れるのですが、それで良いのか、いやまた別の、例えば集団回収などの業者引き渡しとありますけれども、直接そちらの方に行っているのかなということを確認をさせていただきたいということ、その他の燃やさないごみというのが、これがどのようなもので、業者引き渡しになっているのでしょうか、その品目についてどのようなものか教えていただければ有難いと思います。お願いします。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。

申し訳ございません。これは間違っております。資料が間違っております。修正させていただきます。

4頁の紙資源とその他燃やさないごみが逆になっておりました。一番上のところがその他燃やさないごみで、ペットボトル、缶、ビンときまして一番下が紙資源というものでございます。申し訳ございません。

ですので、その他燃やさないごみにつきましては矢印のとおり、破碎・選別作業を行っております。

一番下にきます紙資源につきましては、直接業者の方へ引き渡しているというようなルートになります。申し訳ございません。

野田委員

ありがとうございました。

松永会長

私の方から確認をさせていただきます。

最後の頁、5頁の中で、先ほど事務局から1トン当たりの原価の件はありましたが、歳入で10倍ぐらいの相当の開きがあると。

西宮市は売電だと思うのですが、売電の収入はこのうちのどれぐらいの金額かわかりますか。

例えば、平成27年度で1,480,000,000円の歳入がありますけれども、うち売電分はどのぐらいかわかりますか。

事務局（永田） 施設整備課の永田です。平成 27 年度の売電収入ですけれども、東部、西部合わせまして、701,538,000 円となっております。

松永会長 だいたい、この分の半分ぐらいが売電ということですね。

事務局（永田） そういうことでございます。

松永会長 わかりました。
芦屋市さんは売電はやっていないですよ。
他にご質問ありませんでしょうか。
なければ、二つ目の議題の方に移りたいと思います。「(2) 広域化の背景について」でございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局（藪田） 「(2) 広域化の背景について」説明させていただきます。資料 4 になります。
芦屋市の藪田です。私の方から説明させていただきます。
ごみ処理につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第 4 条において市町村の責務とされておりまして、能率的に運営することに努めなければならないと定められております。
国の動向としましては、平成 9 年 1 月「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」の中で隣接市町村が連携して、一定規模以上の全連続炉への集約化（広域化）、こちらを推進するとあります。
平成 9 年 5 月「ごみ処理の広域化計画について」では、公共事業のコスト縮減という観点で、可能な限り処理施設を集約し、広域的に処理することにより、公共事業のコスト縮減を図る必要があるとされております。
平成 20 年 6 月「ごみ処理基本計画策定指針」の中でも、施設の集約化による大規模化等により、さらに効率的な熱回収が可能になること等の長所があるため、広域的な処理に対応するものとするとしてされております。
平成 25 年 5 月の「廃棄物処理施設整備計画」では、広域的な視点に立った廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進めるといふ国の動向がございまして。
次に、県の動向といたしましては、平成 11 年 3 月「兵庫県ごみ処理広域化計画」の中で、広域化計画の推進に努めるとございまして。
また、平成 14 年 3 月の「兵庫県廃棄物処理計画」では、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するために、広域化は重要とされております。
このような県の動向がございまして。次の頁にまいります。
両市の状況ということで、西宮市と芦屋市の施設の位置を記しております。

左の方、西の方になるのですが、芦屋浜に芦屋市の環境処理センターが黒い丸でございます。海を挟んですぐ隣、西宮浜に西宮市の西部総合処理センターがございます。

少し離れまして東の方、右の方にいきまして、鳴尾浜に西宮市の東部総合処理センターがございます。この3つの施設がございます。

下の写真でございますが、この1枚の写真に両市の施設が写っているという状況です。写真の左の方に煙突のある建物、こちらが芦屋市の環境処理センターとなっております。非常に見にくいですが、右の方に煙突がある建物がございます、こちらが西部総合処理センターでございます。

一番下の写真でございます。こちらは、西宮市の鳴尾浜にあります東部総合処理センターの写真となっております。

次の頁にまいります。これは、先ほど両市のごみ処理の現状の中で説明させていただいたものと同じ表となっております。この施設整備計画の中で、施設整備の時期が非常に近いということを表しております。

上の表につきましては、西宮市の施設整備計画でございまして、焼却施設が平成40年度から新たに供用開始する計画となっており、破碎選別施設は平成36年度から新しく供用開始するというようなこととなっております。

下の表の芦屋市の施設整備計画につきましては、焼却炉につきましては平成42年から新しく供用開始する、資源化施設につきましては平成34年から供用開始するとなっております。非常に施設整備の時期が近いということとなっております。

国の動向も踏まえまして、これらのことが背景にありまして、今回、西宮市と芦屋市はそれぞれ単独で施設整備を検討する中で、広域化のことについても検討することになったものでございます。

広域化の背景については以上でございます。

松永会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特によろしいですか、この件については。

今の状況について説明がありましたように、国・県の広域化の方向、更には西宮市と芦屋市さんの今の処理施設の整備時期が非常に近いということが、広域化検討に至った経緯であるということでございました。

それでは、続きまして三つ目の議題でございます。

「(3) 検討会議における協議・検討項目について」事務局から説明をお願いします。

事務局(丸田)

西宮市の丸田です。

それでは、資料番号5「検討会議における協議・検討項目」ということで

説明をさせていただきます。資料5の方をお願いいたします。

先ほど、要綱の説明の中でも申し上げましたが、この検討会議については西宮市と芦屋市さんにおけるごみ処理広域化について、その実現の可能性、これについて協議・検討を行いまして、その結果を2市の市長に報告するというところでございましたけども、具体的な協議・検討を行う具体的項目ということで設定したものとしてお示ししております。

上から順番に申し上げますと、(1)が基本項目、(2)がメリット及びデメリット(課題)の検討、そして(3)が広域処理の運営方式、それから(4)広域処理に係る費用負担、そして(5)として協議スケジュール、それから(6)その他という6つ、6項目に大きく分類しております。

この検討会議におきましては、まず人口であるとか、ごみ量の推計など、前提となります基礎データを確認し、その上で広域処理の開始時期といえますか、目標年度といえますか、そういったことや広域処理の対象とする業務及びごみ種別、また、広域処理施設の設置の場所や施設の処理規模等について整理を行います。

その上で、両市が広域処理をする場合のメリットとして、一般的に言われておりますのが経済性、単独で施設を整備し運営する場合と広域を仮にした場合の施設整備、運営の場合の費用との費用比較になるかと思えます。

そして、この資料にも記載しておりますが、デメリット(課題)ということで、広域化はメリットだけではなくて、両市それぞれごみ処理の現状がございまして、広域化をすると仮定した場合は、ここに掲げているような、課題等があるのかなということでお示ししております。

こういった課題が解決できるかどうかということの検討も行い、その整理ができれば広域処理の運営方式、これは地方自治法でいう、例えば事務の共同処理の考え方になるかと思えますが、こういった方式でやるのか、それと、一番重要項目になるかと思えますが、広域化をする場合の費用負担のあり方について議論を行いますことで、一定の方向性が見えてくるのではないかなというふうに考えております。

なお、広域化につきましては、当然、両市の議論もさることながら、市民の方や議会のご理解が不可欠であるというふうには考えておりますので、情報の周知などの方法についても、この会議の中で議論が必要ではないかなというふうに考えております。

このような形で具体項目を示しておりますが、今後、協議の進捗の中では、ここに記載されている項目以外でも協議・検討が必要になるというようなことも想定されますけども、その場合は適宜この項目に加えていくということになります。

検討会議における協議・検討項目についての説明は以上でございます。

松永会長

検討項目についての非常に大きくくりな項目の説明であったかと思えますけ

れども、この件につきましてのご質問、ご意見等がございましたらどなた様からでも結構ですので、お願いできますでしょうか。

北川委員

芦屋市の北川です。

(2) のイのところですね。「広域化の課題抽出とその対応策」ということで4つほど項目が挙がっているのですけれども、ごみの分別の収集、ルート、回数、用地とこれだけのことが出てくるのですけれども、本体の焼却施設であったり、資源化施設、こういったものはここに項目として出ていないという整理になっているのですけれども、このあたりはどのように理解をすればいいでしょうか。

松永会長

事務局、説明をお願いします。

事務局（丸田）

はい、西宮市の丸田です。

ただいまのご質問に答えさせていただきます。ただいまのご質問では、施設のことがここには明記されていないというようなご質問だったかと思いますが、両市とも単独整備を進めるにせよ、広域化を仮にするにしたとしても、いずれにしましても施設の建設と申しますか、整備は必要になって参りますので、そういった意味でここに挙げる課題ではないのかなということで、特に記載はしておりませんでした。

ただ、そうは言いながら、当然、施設建設というのは、広域化の可能性を議論する上では、当然、前提事項となって参りますので、そのことも含めまして今後は検討を進めて参りたいと考えております。以上です。

松永会長

よろしいですか。他に質問は特にないですか。

検討項目ですから、今後の進め方にあたって非常に重要なところだと思いますけれども。

大上委員

ひとつよろしいですか。

松永会長

はい、どうぞ。

大上委員

芦屋市の大上です。

冒頭、要綱等の説明の所と共通する部分があるのかも知れませんが、そもそもこの検討会議、目的というのがごみ処理広域化、実現の可能性についてというところになっているかと思えます。

ということは、協議検討した結果を両市市長の方に報告する。具体的には、イメージとしてでもいいんですが、何回か回数を重ねたこの会議の落とし所と申しますか、最後の市長へ報告すべきものはどういったイメージのものに

なるのでしょうか。

つまり、広域処理の実現へ向けた課題が解決していくイメージがある、またメリットが大きいということで、今後、具体的に進めていきたいと思いますところまでが、この会議の最後の落とし所になるのでしょうか。

それとも、この会議を何回か重ねる中で、広域化を進められそうとなった場合は、具体的な詳細項目の中まで触れられていくような協議進捗になるイメージなのでしょうか。

事務局（丸田）

はい、西宮市の丸田です。

ただいまのご質問に答えさせていただきます。この会議は、今日が初会合ということでございます。

先ほどの説明の中では、広域化の実現の可能性をこれから議論していただくということでございますけれども、現時点で事務局の方で想定しておりますのは、この議論の中で、協議検討していったら、単独で処理をするのか、広域で処理を行うのかという、どちらかと言いますと大きな判断をこのまとめとして、あるいは選択としましては、当然、議論の進捗によりまして、もう少し判断にあたっては議論が必要というようなご判断もあろうかと思っておりますが、こういった中での一定の判断がこの会議でしていただけるのではないかとこのように考えております。

その上で、もしそこで広域化が可能ということで、それを進めると、仮になりました場合は、また改めてその舞台につきまして、別の、こういった会議になるのか、それにつきましては今後の課題となりますけれども、改めて協議するというようなイメージを持っております。以上でございます。

大上委員

ありがとうございました。

次の今後の進め方についてというところで、触れられる予定だったかも分かりませんが、ありがとうございました。

松永会長

他に質問はありませんか。よろしいですか。

ないようでしたら、次の四つ目の議題の方に進めていきたいと思っております。

「(4) 今後の進め方について」事務局から説明をお願いします。

事務局（藪田）

芦屋市の藪田です。

今後の進め方でございます。先ほどの議題の(3)で説明させていただきました協議・検討項目、これからこの会議で整理してまいりたいと思っております。

両市の整備計画のスケジュールの関係もありますので、概ね11月頃までには、先ほど説明させていただきましたような、単独でするのか、広域ができるのではないのかというような、一定の方針を出してまいりたいと考えております。

11月ごろまでの詳細なスケジュールにつきましては、今後の調整事項になってまいります。お互いに連携して進めてまいりたいと考えております。

なお、冒頭にも説明申し上げましたとおり、この検討会議の議事概要につきましては、随時、市のホームページなどで市民の皆様にもお知らせしてまいりたいと考えております。以上でございます。

松永会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

今の説明から一定の判断を11月ということで、今後調整していくということでございます。

最後に「(5) その他」になりますけれども、その他について何かございますでしょうか。特にないですか。

そうすれば、本日の議題は以上という形となります。

今日は第1回の検討会議ということもありまして、会長、副会長選出、議題の確認というような意味合いもあるかと思っております。実際のところは今後深めていくという形になるかと思っておりますが、全体を通じて何かございましたらどなた様からでも結構ですので、ご発言ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

最後になりますけれども、兵庫県の方からご意見、ご感想あれば一言いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

菅野班長

兵庫県の環境整備課の菅野と申します。

広域化に向けて、3Rをさらに推進いただくとともに、最近は、いろいろ災害等も頻発しておりますので、強靱な一般廃棄物処理システムの確保も大切になってきております。

それから何よりも、地域の特性、自主性を生かし創意工夫をしていただいて、一般廃棄物処理施設の整備を進めていただくことが大事かと思っておりますので、地域のことを考えていただいて、より良い施設整備に向けて取り組んでいただければと思っております。

県では、国の交付金等を担当しておりますので、後々の事務の手続き等に関しまして、またご相談等ございましたらご協力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

松永会長

はい、ありがとうございます。

それでは議事を終了させていただきます。事務局から次回の予定をお願いいたします。

8 次回の予定

事務局（藪田）	今後の検討会議の日程でございますが、次回は来月の5月、もしくは6月の始め頃に芦屋市の方で開催させていただきたいと考えております。 後日、日程調整のご連絡をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
---------	--

9 閉会

事務局（藪田）	以上で、第1回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。 (閉会)
---------	---